

## 「長期優良住宅」制度における既存住宅の増改築認定申請時の留意事項

良質な住宅ストックを将来世代に継承することで、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図ることを目的として、平成21年に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が制定、施行されています。

平成28年4月から、新築だけではなく、増改築においても認定制度が始まりました。住宅を増築又は改築しようとする場合も、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができます。

その際に以下の点について、留意していただきますようお願いいたします。

### ○建築基準法の適合の確認について

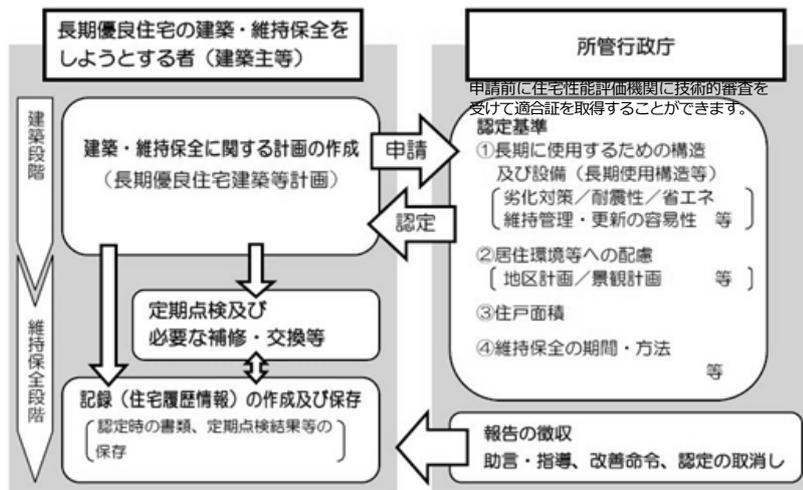
国土交通省の技術的助言によると、「増改築認定に当たっては、建築基準法に適合していることを建築士が確認し、設計内容説明書に確認した旨を記載することを求めることとされたい。」とあります。

そのため、設計内容説明書に適合していることを確認したこと、及び確認した建築士の記名、押印をお願いします。あわせて、既存住宅の劣化事象等の状況調査の結果を記載する状況調査書についても、調査した建築士の記名、押印をお願いします。

設計内容説明書及び状況調査書は法定様式がないため、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が発行している「長期優良住宅 認定申請書作成の手引き(増築・改築版)」の参考様式をご参考にしてください。

〔参考〕手引きアドレス [https://www.hyoukakyukai.or.jp/chouki/pdf/choki\\_tebiki.pdf](https://www.hyoukakyukai.or.jp/chouki/pdf/choki_tebiki.pdf)

### 【制度のしくみ・流れ】



### 【問合せ先】

東京都 都市整備局  
住宅政策推進部 民間住宅課  
TEL:03-5320-5006

### 【多摩建築指導事務所所管の問合せ先】

建築指導第一課 TEL:042-548-2042	昭島市、国立市、東大和市、 武蔵村山市、狛江市、多摩市、 稲城市
建築指導第二課 TEL:042-464-2154	小金井市、小平市、東村山市、 清瀬市、東久留米市
建築指導第二課 TEL:0428-23-3423	青梅市、福生市、羽村市、 あきる野市、日の出町、 瑞穂町、檜原村、奥多摩町